資料番号 1

令和4年1月19日

課 名 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当

担当者 課長 渡部

内 線 3042

課名商工労働局商工労働総務課

担当者 課長 長谷川

内 線 3310

飲食店への協力支援金(令和3年度第7期)について

1 要旨

「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、飲食店への協力支援金(広島県感染症拡大防止協力 支援金)について、第7期として実施する。

2 第7期(1/9~1/31(23日間))の概要

県の要請に協力いただいた事業者に対し、協力支援金(広島県感染症拡大防止協力支援金)を支 給する。

期間・ 対象エリア	1月9日(日)~1月31日(月)(23日間) 1月9日に間に合わない場合でも、1月11日までに協力を開始した場合は、協力支援金の対象とする。 (対象エリア) 広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・大竹市・東広島市・ 廿日市市・江田島市・府中町・海田町・坂町(10市3町)	
	(追加) 1月14日(金) ~ 1月31日(月)(18日間) 1月14日に間に合わない場合でも、1月17日までに協力を開始した場合は、協力支援金の対象とする。 (対象エリア) 府中市・三次市・庄原市・安芸高田市・熊野町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町・世羅町・神石高原町(4市6町)	
対象者	・飲食店の店舗が広島県内に所在していること。 ・「広島積極ガード店」又は「広島積極ガード店ゴールド認証店」かつ「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」であること。 ・飲食店営業許可(「1類」又は「3類」,又は喫茶店営業許可「1類」)を取得し、屋内に常設の飲食スペースを設けていること。 ・要請前に「酒類の提供」、「20 時から 5 時までの間に営業を行っていること(閉店時間が 20 時以降であること。)」の1つ以上を満たしていること。	
主な支給要件	・時短:20時までの時短営業(酒類の提供は行わない。) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とすること。 ・休業	
協力支援金(1店舗当たり)	中小企業 <td b<="" blue;="" blue;"="" rowspan="2" style="text-align: left;" th=""></td>	
申請手続	WEB申請又は郵送(簡易書留等,配達記録が分かる方法を推奨)	
申請受付期間	令和4年2月1日(火)~3月18日(金)消印有効 早期給付申請受付期間 令和4年1月12(水)~1月28日(金)消印有効	